

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1社）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	株式会社 横河ブリッジ	1か月
代表者氏名	代表取締役社長 高田 和彦	
本店所在地	千葉県船橋市山野町27	

3 入札参加停止の理由

平成28年4月22日、兵庫県神戸市内の新名神高速道路の橋梁工事現場において、架設中の鋼桁を直下の国道上に落下させ、工事関係者2名が死亡、8名が負傷する事故を発生させた。

この件に関して、平成30年7月26日、業務上過失致死傷罪で、神戸地方検察庁から、同社の元現場所長が起訴された。

4 停止期間の始期及び終期

平成30年9月4日から平成30年10月3日まで

（参考） 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内